

個人情報保護基本規則

(平成17年4月1日制定)

(平成19年6月28日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成24年7月2日一部改正)

(目的)

第1条 この規則は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第57号)及び「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)、並びにこれらに基づき金融庁が指針として定めた「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成16年金融庁告示第67号)を踏まえ、一般社団法人日本資金決済業協会(以下「協会」という。)の個人情報の適正な取扱いについて、「情報安全管理基本規則」に定める個人情報に関し、協会職員等が遵守すべき基本的事項を定めるとともに、その適切な運用によって協会の信頼性を高め、もって社会的信頼を得つつ協会の活動の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は次のとおりとする。なお、「情報安全管理基本規則」に定義されている用語については、その定義に従うものとする。

- 一 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。なお、協会に關係する慶弔等に関連する遺族等に関する情報を含む。
- 二 「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの、又はコンピュータを用いない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた会員カード等、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人を容易に検索できるように体系的に構成したものであつて、目次、索引、符号等により一般的に容易な検索が可能な状態に置かれているものをいう。
- 三 「個人データ」とは、個人情報データベースなどを構成する個人情報をいう。なお、個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされたもの及び紙面に出力されたもの又はそれらのコピーも含まれる。
- 四 「個人情報管理責任者」とは、協会の個人情報の安全管理に係る責任者をいう。

(個人情報の利用目的の特定)

第3条 協会は、個人情報については、次の利用目的のみに利用することとし、他の目的に利用してはならない。

- 一 前払式支払手段又は資金移動に関する調査研究業務
- 二 前払式支払手段又は資金移動に関する苦情・相談業務
- 三 前払式支払手段又は資金移動に関する登録申請・届出に関する手続き業務
- 四 前払式支払手段又は資金移動に関する広報啓発業務
- 五 前払式支払手段又は資金移動に関する研修・セミナー等の法令遵守指導業務
- 六 協会の組織運営に関する業務

(個人情報管理の総括)

第4条 個人情報管理責任者は、協会全体の個人情報の管理を統括する。なお、個人情報管理責任者は、情報安全管理基本規則に定める情報管理責任者が兼務するものとする。

(職員等の責務)

第5条 職員等は、法令並びに情報安全管理基本規則及びこの規則等に従い、個人情報を管理しなければならない。

(個人情報の取扱いに関する基本原則)

第6条 協会は、次の各号に定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 一 協会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、個人情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた個人情報であること等を知った上で当該情報を取得してはならない。
- 二 協会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的を特定しなければならない。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 三 協会は、あらかじめ本人に同意を得ることなく、個人情報を第三者（協会及び本人のいづれにも該当しないものをいう。）に提供してはならない。ただし、この規則で定めるところにより、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合を除く。
- 四 協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。また、事務処理規則に定める文書保存期間経過後の個人情報を速やかに廃棄又は消去しなければならない。
- 五 協会は、この規則で定めるところにより、本人が当該本人に係る個人情報に適正に関与できるように配慮しなければならない。
- 六 協会は、この規則で定めるところにより、「個人情報データベース」及び「個人データ」について、不当なアクセス、紛失、破棄、改ざん、漏えい等の防止その他の安全管理のための必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(機微（センシティブ）情報の取扱い)

第7条 協会は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微情報」という。）については、取得しないものとする。

- 2 協会は、前項の規定にかかわらず、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に基づく監督官庁への提出書類に関するアドバイス及び提出を依頼された場合には、機微情報を取得できる。
- 3 協会は、前項の規定により機微情報を取得した場合であって、前項のアドバイス等が終了したときは、当該機微情報に係る書面又は電磁的記録を速やかに返却又は廃棄しなければならない。

(情報の取得における留意事項)

第8条 協会は、個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 利用目的の通知の方法については、原則として書面によることとし、公表の方法については、インターネット上のホームページ等での公表等、本人が知りうる適切な方法によるものとする。
- 3 協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 協会は、この規則に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。）によることとする。

(組織的安全管理措置に係る体制の整備)

第9条 協会は、個人情報の組織的安全管理を維持していくために、次の管理体制を整えるもの

とする。

一 個人情報管理責任者に、個人情報の内容及びその取扱い状況について次に掲げる事項を把握・管理させること

ア 個人情報の名称・内容

イ 保存場所・保存方法

ウ 保存期間

二 個人情報管理責任者に、この規則の遵守状況について定期的に監査及び点検させること
(人的安全管理措置に係る体制の整備)

第10条 協会は、個人情報の人的安全管理を維持していくために、次の管理体制を整えるものとする。

一 個人情報保護宣言(個人情報保護に関する運用指針)を事務室内に掲示する等、職員等に対し、安全管理措置を周知すること。

二 職員等に対し、安全管理措置に関する教育・研修を定期的実施すること。

三 職員等が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人情報を第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること。

四 別に定める場合を除き、職員等に個人情報を協会外に持ち出させないこと。また、職員等に自宅で業務をさせないこと。

(技術的安全管理措置に係る体制の整備)

第11条 協会は、個人情報の技術的安全管理を維持していくために、次の管理体制を整えるものとする。

一 個人情報については、施錠管理できる保管庫に収納し、個人情報管理責任者が許可する職員等のみに施開錠及び取扱いをさせること。

二 情報処理機器等については、必要かつ十分な盗難防止措置を講じること。

三 情報処理機器等を処分または再利用する前に、個人情報を情報処理機器等から適切な方法により消去すること。

四 職員等に、クリアデスク方針及びクリアスクリーン方針を遵守させること。

五 パスワードの設定その他の方法により、個人情報へのアクセスを制限すること。

六 個人情報に障害が発生した場合を想定した対応措置及び障害発生時の復旧作業手順について、別に定めること。

七 コンピューターウイルス等不正プログラムへの防御及び被害時の対策のために適切な措置を講じること。

(委託先の監督)

第12条 協会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託(協会に所属する職員等以外の者に個人情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。)する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 協会は、前項の場合において、個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定して委託するとともに、委託契約において、取扱いを委託した個人情報の安全管理措置を確保するよう委託先に義務付けなければならない。

(開示)

第13条 協会は、本人から個人情報(当該本人に係るものに限る。以下第17条までにおいて同じ。)について開示を求められたときは、次の場合を除き、本人に対し、本人が同意した方法により、遅滞なく、個人情報を開示しなければならない。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 法令に違反することとなる場合

2 協会は、個人情報を開示できない場合は、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、その判断の根拠及び根拠となる事実を示して、その理由を説明しなければならない。

(訂正)

第14条 協会は、本人から、個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 協会は、本人から求められた個人情報の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行わない旨を決定したときは、その判断の根拠及び根拠となる事実を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止)

第15条 協会は、本人から、協会が利用目的に違反したことを理由として個人情報の利用停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、情報の利用停止等を行わなければならない。

2 協会は、本人から求められた利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（利用停止等を行わない旨を決定したときは、その判断の根拠及び根拠となる事実を含む。）を通知しなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第16条 協会は、開示等の求めに関し、次の事項を定めなければならない。

- 一 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式
- 二 開示等の求めをする者の本人確認方法
- 三 手続の手数料の金額とその徴収方法
- 四 開示等の求めに対する回答方法等

2 協会は、前項各号の開示等の求めに応じる手続を、インターネットのホームページでの常時掲載や事務所での備付けにより公表しなければならない。

(苦情の処理)

第17条 協会は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 協会は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる職員等への十分な教育・研修等、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

(漏えい事故等発生時における対応)

第18条 個人情報管理責任者は、漏えい事故等が発生した場合には、直ちに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 会長に漏えい事故等の内容を報告し、その指示をあおぐこと。
- 二 所管庁に漏えい事故等の内容を報告すること。
- 三 漏えい事故等に係る個人情報で特定される本人に対して、漏えい事故等の事実を通知・謝罪すること。
- 四 必要に応じて、漏えい事故等の事実を公表すること。
- 五 二次被害が生じた場合に備えて、相談窓口を設置するとともに、対応策を講じること。
- 六 漏えい事故等の事実関係を調査すること。
- 七 漏えい事故等が発生したことを踏まえて、協会の体制を見直す等、再発防止策を講じること。

2 前項第8号の再発防止策の策定に当たっては、客観性を確保する観点から、外部の専門家等を含む調査委員会を設置して行うものとする。

3 情報管理責任者は、前2項の措置（第1項第2号及び第3号に掲げるものを除く。）を講じるに当たっては、適宜、会長に報告して、その了承を求め、また、所管庁に報告しなければならない。また、漏えい事故等の概要（事実関係、発生原因分析、対応策及び再発防止策を含む。）を記録するものとする。

（懲戒）

第19条 協会は、職員等が故意または重大な過失により、本規則に違反し、就業規則第40条に定める事由に該当する場合は、同規則第41条により懲戒する。

（安全管理措置の見直し）

第20条 個人情報管理責任者は、個人情報保護の水準を維持・向上するために、必要に応じ安全管理措置の内容を見直さなければならない。

（下位規程の制定）

第21条 この規則に定めるもののほか、個人情報の安全管理に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、定款変更の認可の効力発生日（平成22年4月1日）から施行する。

附 則

この規則は、一般社団法人への移行の登記の日（平成24年7月2日）から施行する。